

減損会計「検討状況の整理」へのコメント

【資産のグルーピング】

- ・ 「キャッシュ・フローが概ね独立」の「概ね」、および「他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互依存的」の「相互依存的」とは、具体的にどのような基準をもって判断すればよいのか。(第4項)
- ・ 社会生活の基本に係るユニバーサルサービスでは、各地域ごとにサービスの供給独占を認められた事業者が儲かる地域の利益を赤字地域に内部補填することによって、全ての利用者にとって均質かつ適切な価格によるサービスを提供しており、料金設定もそれを可能とする制度となっている。この場合は全体をひとつの資産グループとして見なさざるを得ないのではないか。(第4項)
- ・ 外部市場の創設、規制の撤廃などの外部的要因、管理会計に係る社内体制の整備などにより、将来的に収支の把握単位が変化することも考えられるが、こうした要因により一度決定したグルーピングを変更することは可能か。(第5項、第48項)

【減損損失の測定】

- ・ 帳簿価額とは、直接減額で圧縮している資産については、圧縮後の帳簿価額を指すと思われるが、圧縮積立金による場合は帳簿価額をどう算定すべきか。(第19項)

【減損処理後の会計処理】

- ・ 減損損失の認識を取得価額の改定と考えた場合、定額・定率法ともに残存価額が減少すると考えられるが、減損処理後の減価償却は、償却額および償却率を変更する必要があるのか。(第38項、第98項)
- ・ 中間決算で減損損失を計上した場合、その資産に係る年度末の減価償却費は、どのように計算することになるのか。(第41項、第103項)
- ・ 翌期以降の減価償却が行われなくなるまで簿価を減額した場合、翌期以降は損金経理が行われなくなるが、税法上、除却するまで減算ができないということになるのか。

【表示および開示】

- ・ 貸借対照表の注記や固定資産明細表には、減損損失を減価償却累計額に含めて記載するのか。(第39項)

【回収可能価額の測定】

- ・ 正味売却価額を見積もる場合、「重要性が乏しい」ものについては、指標値を利用して、合理的に算定された価額とすることができるとあるが、「重要性が乏しい」かどうかは、どのような基準をもって判断すればよいのか。(第21項(2))
- ・ 将来予定されている資本的支出をキャッシュ・アウト・フローに含めた場合、追加投資分の回収が翌期以降のキャッシュ・イン・フローにより担保できていたとしても、追加投資時のキャッシュ・フローが大幅に減少するため、現在価値まで割り引いた際に将来キャッシュ・フローが簿価を下回ってしまうことが考えられる。したがって、追加投資分の回収可能性テストについては、現在価値まで割り引かず、あくまで追加投資の翌期以降のキャッシュ・フローとの比較評価で行われるべきではないか。(第52項)
- ・ 現在建設中の資産で、建設仮勘定残高より多額の減損損失を認識しなければならなくなった場合、差額分についてはどのような処理をすることになるのか。(第26項(4)、第87項)

以 上